

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 9 日

各都道府県・市町村 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課給付管理係

就労選択支援の施行に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、就労選択支援の施行に係るインタフェース仕様書等について、これまで案としてお示した資料等を確定版として作成しましたのでご連絡します。

記

1. 令和 7 年 6 月 2 日付事務連絡より修正する資料

- ・ 4-1 インタフェース仕様書 市町村編 修正履歴【修正】
- ・ 4-2 インタフェース仕様書 市町村編 【抜粋版】【修正】

※資料 4-1、4-2 の修正箇所については、別添資料「令和 7 年 6 月 2 日付事務連絡からのインタフェース仕様書の修正箇所」をご確認ください。

※上記に記載していない資料については、これまでお示した資料より内容に係る変更は行っておりませんが、体裁の修正や、一部抜粋版として提示していた資料を全量版として反映したため、資料一式を送付いたします。

なお、インタフェース仕様書の全文及び介護給付費等単位数サービスコードについては、【掲載場所】に掲載するので、そちらをご参照ください。

2. インタフェース仕様書の全文等の資料管理について

インタフェース仕様書の全文、過去の事務連絡に添付した資料については、以下の厚生労働省ホームページを随時更新し、最新の資料を管理しておりますので適宜ご参照願います。

【掲載場所】

(1) . インタフェース仕様書の全文の最新版の掲載箇所

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00020.html

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者自立支援給付支払等システム関係資料 > 障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書 > 令和7年10月施行分

(2) . 算定構造・サービスコード表等（過去に添付した資料）の最新版資料の掲載箇所

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00021.html

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者自立支援給付支払等システム関係資料 > 報酬算定構造・サービスコード表等 > 報酬算定構造・サービスコード表等（令和7年10月施行分）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課給付管理係

TEL : 03-5253-1111（内線 3009）

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp

令和7年6月2日付事務連絡からのインタフェース仕様書の修正箇所

【主な修正内容】

凡例 修正したファイル名称: ◆「ファイル名」

◆インタフェース仕様書(市町村編)

【修正箇所】

18ページ

【修正前】

※利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等(就労選択支援を除く)の考え方は、次頁の通り。

【修正後】

変更内容の取り消し(下線部の削除)

【修正箇所】

19ページ

【修正前】

＜利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等の考え方＞

1. 利用日数の原則と例外

(1)原則:1 人の障害者が 1 月に通所施設を利用できる日数は、「原則の日数」(各月の日数から 8 を差し引いた日数)を基本とする。

(2)例外:

①事業所が都道府県に届け出た場合

通所施設の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する「対象期間」(3 ヶ月以上 1 年以内の期間)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができる。

【修正後】

＜利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等の考え方＞

1. 利用日数の原則と例外

(1)原則:1 人の障害者が 1 月に通所施設を利用できる日数は、「原則の日数」(各月の日数から 8 を差し引いた日数)を限度とする。

(2)例外:

①事業所が都道府県に届け出た場合

通所施設の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する「対象期間」(3 ヶ月以上 1 年以内の期間)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができる(就労選択支援を除く)。

以上